

○30 番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

通告に従い、知事、病院事業管理者、公安委員長及び警察本部長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、まず、市町村合併等についてです。

平成の大合併で合併した旧町村地域ほど人口減少率が高いとの調査結果を日弁連が明らかにしました。道における合併後の人口の状況をどう把握しているのか、伺います。

市町村合併を人口減少の対策等とする国の考えでは成果を得られませんでした。知事は、市町村合併の効果と課題をどう認識しているのか、伺います。

住民生活への影響など、平成の大合併の検証を行うべきではないですか、伺います。

総務省の研究会は、複数の市町村で構成する圏域を行政主体とする構想をまとめています。事実上の広域合併となるやり方には反対を表明するべきではないですか、知事の見解を伺います。

次に、日米共同訓練と日米地位協定についてです。

年明けに行う予定とされる日米共同訓練で、オスプレイの訓練参加が報道され、千歳市が道内で初めて補給拠点とされています。

これまでの事故を踏まえ、オスプレイの飛行が道民の安全を脅かすものと知事は認識していないのですか。

日米共同訓練の住民生活への影響について、道は調査をしていますが、なぜ行わないのか、伺います。

昨年7月、全国知事会において、日米地位協定の抜本的見直しなどを求めた、米軍基地負担に関する提言が採択されています。総理官邸へは足しげく通いながら、なぜ、これまで、地位協定見直しを、直接、国に求めてこなかったのですか。知事は、日米地位協定の問題点についてどう認識し、どう行動すべきと考えているのか、伺います。

次に、公的病院の再編統合問題等に関し、まず、道民及び病院周辺住民等に与えた影響についてです。

厚生労働省は、10月26日、公的病院で、診療実績が乏しい等と判断し、再編統合の対象とする病院を、道内では54施設を名指ししました。厚労省に名指しされた町立病院では、病院がなくなるのではという心配の声が聞かれるとし、厚労省の再編統合案に納得がいかないと述べています。ある市立病院長は、職員の募集などに際し、風評被害があり、心配であるとしています。患者、地域住民に不安を与え、医師、看護師等の確保に支障を来すおそれを招いていることなど、深刻な影響についてどう認識していますか。

次に、名指しされた医療機関が果たしている役割についてです。

名指しされた病院の事務長は、中小病院が地域医療のために行っている医療が評価されていないと不満を募らせています。名指しされた医療機関と直接対話し、果たしている役割について共通認識を持つべきではないのですか、知事に伺います。

次に、道立病院の負担についてであります。

病院の統廃合により、道立病院の負担が過重となることが考えられるのではないですか、管理者の見解を伺います。

次に、医療、介護の充実と、厚労省への対応についてです。

今求められていることは、医師、看護師、介護職員をふやし、十分な医療や介護を受けられる体制を、国と自治体の責任で充実させることだと考えますが、いかがですか。

住民と医療機関に、不安、不信を与えた今回の厚労省の、一方的に名指しするやり方に抗議し、撤回を求めるべきではないのですか、知事の見解を求めます。

次に、カジノ誘致等に関し、まず、誘致断念の根拠についてです。

知事は、今回の区域認定申請は見送るとする一方、来るべきときには挑戦と、諦め切れないう気持ちをあらわしました。また、環境への配慮としましたが、報道では、自民党会派内で一致しないためとされています。真意はどうか、明らかにしてください。

また、今回、誘致断念に至ったのは、ギャンブル等依存症や治安の問題などの社会的損失も含まれているのですか。断念の根拠をお示し願います。

次に、今後の誘致の可能性と調査費についてです。

知事は、将来の誘致に向けた所要の準備をすると答えましたが、誘致の可能性を残すのですか。また、コンサルタント料など、約4億5000万円と言われる予算を検討するのですか。2021年7月以降、誘致申請について具体的な見通しを持っているのですか、伺います。

次に、苫小牧市植苗地区の自然環境についてです。

クマガラやオオタカなど希少生物が確認されていたとのこと。さらに、日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリセンターは、弁天沼周辺の調査で、レッドリストの鳥類7種類を確認し、シマクイナ、アカモズは営巣しており、弁天沼周辺もラムサール条約登録を目指したいとしています。知事は、ウトナイ湖周辺のこのような新たな動きについて承知しているのですか。また、環境への配慮と答弁しましたが、カジノ施設と自然環境の双方を少しずつ譲歩させて、折り合いをつけようとしているなら大間違いで、自然環境は、一度失うと二度と回復できないため、優先して守るべきとの認識をお持ちなのか、伺います。

次に、原発・エネルギー政策に関し、まず、幌延深地層研究計画等についてであります。

研究センターの研究期間に関し、知事は、原子力機構から毎年報告を受け、3者協定の遵守を確認してきたとしていますが、なぜ、終了時期を確認してこなかったのですか。超深地層研究を進めてきた岐阜県瑞浪市の研究は終了します。北海道との決定的な違いは、終了期限を確認していることです。知事は、この違いをどう捉えているのですか、伺います。

道民は、核のごみを受け入れがたいという条例を制定しましたが、研究期間の延長により、なし崩し的に放射性廃棄物の処分場にされるのではないかと、また、福島第一原発事故を経て、幌延が処分場とされるのではないかとといった懸念と不安が高まるばかりです。知事は、道民

の思いをどう受けとめるのですか、伺います。

知事は、3者協定の遵守を繰り返すばかりではなく、終了時期を明確にすべきです。知事の答弁を求めます。

次に、原子力行政等についてです。

関電の原発マネー還流問題の発覚により、前関電会長は関西経済連合会副会長を辞任しました。同連合会は、電力会社出身者が会長などを歴任しており、北海道経済連合会も、会長職は全て北電出身者です。電力会社出身者以外にふさわしい人材もいるはずだと考えますが、知事の見解を伺います。真弓会長は、道経連の最重要課題として、泊原発再稼働を挙げて、要請活動を展開しています。北海道経済の総合的な振興を図るべき組織の長が、意見の分かれる原発再稼働の活動の旗振り役を務めるのは異常だと考えますが、知事の認識を伺います。

前知事は、長年、北電役員から献金を受けていました。知事は、前知事のこの行為をどう受けとめますか。知事自身は、これまで、北電や関連会社から献金を受けたことはありますか。今後も原発マネーは受け取らないのか、あわせて伺います。

関西電力と福井県高浜町の元助役をめぐる原発マネーの還流疑惑では、関電の八木会長ら役員20人が、3億2000万円相当の金品を受け取っていたことを認め、辞任しましたが、疑惑の大もとには、原発再稼働政策をめぐる利権と癒着の構造があることは明白です。泊原発を抱え、北電の再稼働問題にも直面している知事として、どう受けとめるのか、伺います。

また、県の調査委員会は、同じ高浜町元助役から福井県職員109人が金品を受領したとしています。この件に関する知事の見解を伺います。

次に、原子力産業協会についてですが、ウェブサイトの「あつまれ！げんしりよくむら」に批判が殺到し、わずか5日間で閉鎖しました。道は、原発に依存しない北海道を目指すと言いながら、この協会に参加しているのはなぜですか。即刻、協会から脱退すべきではないですか。福島県は脱退しました。知事の見解を伺います。

次に、地方交通に関し、まず、地方路線の維持存続等についてです。

四国では、JR四国が共同事務局となった懇談会Ⅱが立ち上げられ、パターンダイヤの導入や、鉄道と高速バスの連携など、実績を上げています。知事は、四国の状況をどのように把握し、北海道の参考にしようとお考えですか。

道庁もJR北海道も、赤線区はバス転換が最適だと地域に押しつけていますが、バス運転手の人材不足は深刻です。バスも減便が続き、公共交通を守れないことが明らかではないですか、伺います。また、道が示した基本的な考え方は、公共交通としての鉄道を生かす対策を示していません。低金利による経営安定基金の不足状況は1年間だけですが、なぜ累計を示さないのですか。道議会の意見書の、上場4社の利益の活用や基金の設置にも言及せず、

余りにも腰が引けています。知事は、具体的な考え方と根拠をもっとしっかり示すべきですが、見解を伺います。

次に、ＪＲ駅のバリアフリー化についてです。

バリアフリー法の基本方針で、鉄道駅は、１日の利用者が３０００人以上の場合、２０２０年度までに、バリアフリー化が求められています。駅のバリアフリー化の意義について、認識をお示し願います。

また、法に基づくバリアフリー化がなされていない状況についてお示し願います。知事から、利用客５７００人以上の上野幌駅を初め、ＪＲ北海道に実現を求めるお考えがあるのか、伺います。

次に、マイナンバーについてです。

国が、各省庁や自治体の職員のカード取得状況を調査していることが判明しました。

道にも調査が来ているものと承知していますが、その調査結果はどのようなになっているのか、また、カード取得を強制させないために、知事としてどう取り組むのか、伺います。

最後に、公安問題に関し、選挙演説中のやじへの対応についてであります。

参院選での安倍首相の街頭演説の際、安倍首相やめろとやじを飛ばした市民を、道警が取り押さえ、強制的に排除してから、間もなく５カ月がたちます。３定の議会で、知事は、道警は事実確認を行い、説明と速やかに公表をと、道公安委員長は、道警を指導していくと、そして、警察本部長は、できるだけ早い時期に必要な説明をすると答弁したにもかかわらず、いまだに、その約束が果たされていません。このゆゆしき現状を、知事、公安委員長、警察本部長は、それぞれどのように受けとめているのか、伺います。

公安委員長も警察本部長も、警察の職務執行の中立性に疑念を抱かれたことは残念と考えているならば、一刻も早く、事実確認の結果を報告することが最大の責務ではないですか。このことに関する公安委員長と警察本部長の受けとめと、報告時期の見通しと決意について伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇）宮川議員の質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、市町村合併等の圏域についてであります。現在、国の地方制度調査会においては、人口構造の変化、技術や社会の変化などを踏まえた将来の自治体の姿を検討するため、地方公共団体が、地域や組織の枠を超えて、連携や役割分担をするといった地方行政体制のあり方などについて、議論がなされているものと承知をしております。道といたしましては、こうした国の動向や、それに対する、地方団体等関係団体の意見を注視しつつ、広域分散型で、多様な地域特性を有する本道において、市町村が、これらの

社会変化に的確に対応し、持続的な行政サービスを提供していけるよう、北海道型地域自律圏の形成の考え方に基づき、地域にとって必要な広域連携を推進してまいる考えであります。

次に、日米共同訓練についてであります。オスプレイについては、国において、機体の安全性を確保していると評価されておりますが、道といたしましては、今後も、国の責任において安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えており、訓練の実施に当たっては、国に対し、十分な説明のほか、道民生活に不安を与え、支障を来すことがないよう、最大限の配慮を求めています。

また、国においては、日米共同訓練が地域に及ぼす影響を確認するため、騒音レベルが高いと考えられる航空機やオスプレイが使用される際には、騒音の調査を行っており、その結果は、道や関係自治体に情報提供されているところであります。

次に、日米地位協定についてであります。全国知事会からの、国への、米軍基地負担に関する提言は、日米安保体制が、国民の生命、財産を守る重要な役割を果たしている一方、日米地位協定には、米軍基地所在自治体に過大な負担を強いている側面や、国内法の適用がないなど、住民生活にかかわる課題があると認識をしております。協定の見直しなどを求めるこの提言は、都道府県知事の総意として取りまとめられており、今後とも、全国知事会などで国に働きかけてまいります。

次に、地域における医療、介護の確保についてであります。厚生労働省は、10月に開催された、国と自治体等との意見交換会で、今回の公表は再編等を強制するものではなく、地域の実情を踏まえて議論していただきたいとの見解を示したところでありますが、全国知事会では、今もなお地域には不信と混乱が広がっていることから、公表の趣旨を改めて明確にするなど、引き続き、国に真摯な対応を求めています。道では、知事会と連携をし、地方との丁寧な協議のもとで取り組みを進めるよう求めています。

道といたしましては、地域医療構想の実現に向け、急性期から在宅医療に至るまで、バランスのとれた医療提供体制を整備するとともに、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムを構築するほか、医療・介護人材の確保を図るなど、各般の施策を総合的に進め、誰もが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域医療の確保等に取り組んでまいります。

次に、IR誘致の判断などについてであります。IRの誘致に挑戦するに当たっては、道民の代表である道議会議員の皆様のご意向は大変重要ですが、今回の私の判断については、区域認定申請までの限られた期間で、自然豊かな候補地において、環境への適切な配慮を行うことは不可能であることから、申請を見送ることとしたものであります。なお、ギャンブル等依存症などといった課題は、区域認定プロセスの中で対策を具体化し、着実な取り組みを行うことで、マイナス面の軽減が図られるものと認識をしております。

次に、IRに関し、今後の取り組みなどについてであります。私といたしましては、北海道らしいIRの実現に向け、IR整備法に規定をされております、認定から7年後の区域

認定数の検討を初め、あらゆる可能性を視野に入れ、地方の実情に応じた制度の検討などについて、国への提案を行っていくとともに、現候補地を基本に、誘致の可能性を幅広く検討するなど、所要の取り組みを進めてまいります。

次に、I Rに関し、自然環境への対応についてであります。苫小牧市の候補地は、希少な動植物が生息する可能性が高く、下流域には、ラムサール条約登録湿地のウトナイ湖が控えることから、環境への十分な配慮が必要な地域であり、また、その周辺地域においても、自然環境の保全に向けた、さまざまな活動が行われていると承知をしております。

いずれにいたしましても、本道においてI Rを整備するに当たっては、自然との調和を基本に、適切な環境への影響対策を行い、道民の皆様はもとより、国内外の方々にも親しまれ愛される施設となることが何よりも大切と考えております。

次に、幌延深地層研究計画等に係る研究延長の申し入れについてであります。道では、確認会議を通じて、このたびの申し入れを精査した結果、その内容には3者協定に反するものはないことを確認したところであります。しかしながら、先日開催した、道民の皆様に対する説明会などでは、将来、なし崩し的に最終処分場になるのではないかといった意見もあったところであり、私といたしましては、今後の対応の判断に当たっては、こうした道民の皆様の声を十分に踏まえる必要があると考えております。

次に、研究期間についてであります。道では、このたびの原子力機構からの申し入れに対し、確認会議において、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めることや、研究終了後は埋め戻すことを確認したところであります。一方、道民の皆様の間には、将来、なし崩し的に最終処分場になるのではないかといった不安や懸念もあるところであります。

私といたしましては、こうした声を踏まえ、研究期間の考え方や、最終処分場にしないことなど、3者協定の遵守を改めて原子力機構の幹部に確認した上で、道議会での御議論や地元・幌延町の意向を踏まえ、道としての対応を判断してまいります。

次に、原子力行政等に係る政治団体への寄附などについてであります。前知事の政治団体では、北海道電力の役員の方から寄附を受けていたものの、辞退されたものと承知をしております。私の政治団体においては、同様の寄附の受け入れはないところであり、また、御寄附は、私の政治活動に御賛同され、御支援をいただいた結果であると考えております。

次に、日本原子力産業協会についてであります。当協会は、原子力の平和利用の促進に向け、原子力事業の当事者ではない第三者としての立場を基本に、原子力利用に関する調査研究や国への政策提言など、さまざまな活動に取り組んでいるものと承知をしております。道といたしましては、国の原子力政策を取り巻く環境が変化する中、協会の事業を通じた情報収集は、原子力安全対策等の推進に有益であると考え、入会を継続しているところであり、今後とも、その必要性を十分に検討しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、地方交通に関し、法改正に向けた国への提言についてであります。今回、素案と

してお示しをいたしました基本的な考え方については、ＪＲ北海道の徹底した経営努力を前提に、ＪＲ北海道の経営自立に向けて中心的な役割を担う国の支援とともに、地域としても、可能な限りの協力や支援が重要であるとの考えのもと、現時点における、広域自治体である北海道としての考え方を整理したものであります。

私といたしましては、観光立国など国家戦略の実現に貢献するための基盤となる交通ネットワークの形成といった観点なども踏まえ、さらに、道議会や地域の皆様との御議論を重ねながら、年度内をめどに、国に対する提言を取りまとめる考えであり、国に対して、所要の法改正を行うとともに、新たな支援制度の創設も含め、さまざまな観点から検討を進めていただくよう、強く求めてまいります。

最後に、街頭演説中の道警察の対応についてであります。このたびの対応に関しては、告発状が提出されているところであり、私といたしましては、まずは、事実関係が明らかになることが重要と考えております。

道警察においては、これまでの経過を真摯に受けとめ、事実確認を行うとともに、その結果を説明いただき、速やかに公表していただきたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○総合政策部地域振興監松浦豊君（登壇）市町村合併等に関し、まず、合併後の人口の状況などについてであります。平成 27 年と 17 年の国勢調査の人口を比較しますと、全道の町村における人口減少率の平均が 12.2%のところ、役場の本庁機能を持たない 33 の旧町村の人口減少率の平均は 20.8%と、大きい傾向にあります。市町村合併は、住民サービスの向上や行財政基盤の充実強化を図ることなどを目的に取り組みされたもので、合併市町村におきましては、専門職員の配置による住民サービスの充実や、公共施設の広域的利用など、合併の効果がある一方、行政区域が広がったことにより、住民の声が届きにくくなったなどの課題もあるものと承知をしております。

次に、市町村合併の検証についてであります。道におきましては、合併市町で構成をいたします合併市町連携会議や、市町村職員と広域連携などを検討する地域自律圏形成推進検討会議の場におきまして、まちの一体感の醸成など、新たなまちづくりの取り組みを積極的に進めている合併市町村から、合併による地域課題やその解決に向けた対策についての意見、要望を伺っておりまして、例えば、合併特例債の発行期間延長の国への要望や道の施策への反映など、合併後のまちづくりの支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉部長橋本彰人君（登壇）公的病院の再編統合問題等に関し、まず、地域への影響についてであります。国が、再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等を公表した後、道では、北海道市長会や町村会、全国自治体病院協議会などと意見交

換を実施したところであり、今回の公表により、住民に不安を与え、医療現場に混乱をもたらすといったことを懸念する声も伺ったところでもあります。

道では、公表後、速やかに、市町村や各医療機関に対して、国の分析は絶対的なものではないことや、これまでの取り組み方針を変更するものではないことを通知したところであり、引き続き、地域の実情を十分に踏まえた議論を進めていく考えを、さまざまな機会を捉えて、地域の関係者の方々に説明をしております。

次に、医療機関が担う役割等についてであります。将来を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、急性期機能の集約化を含め、圏域全体で、必要な医療を確保していくという視点に立った議論を深めていくことが重要であります。

このため、道では、全ての病院、有床診療所を対象に、2025 年に担うこととしております役割や、病床の機能、規模に関する意向調査を実施するなどいたしまして、各圏域の地域医療構想調整会議において、地域の現状、課題や、各医療機関が担う役割などを情報共有いたしますとともに、今後の取り組み方針について、意見交換を行っているところであります。引き続き、公表された医療機関等からの意見を伺うなどいたしまして、地域の実情を十分に勘案しながら、しっかりと議論を積み重ね、地域医療構想の実現に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、幌延深地層研究計画等に関し、研究の確認についてであります。道といたしましては、これまで、日本原子力研究開発機構から、年度ごとの計画や事業成果の報告を受けるなどして、3 者協定が履行されていること、また、当初計画に記載された 20 年の研究スケジュールにおおむね沿って進められていることを確認してきており、3 者協定遵守の観点から、適切に対応してきたものと認識をいたしております。

次に、瑞浪超深地層研究所との違いについてであります。道といたしましては、確認会議において、瑞浪超深地層研究所は、地下深部の地質環境を把握するための研究のみを目的とし、当初の目的を達成したために埋め戻すのに対し、幌延深地層研究センターでは、地質環境に関する研究はほぼ終了しているものの、瑞浪では行っていない、地層処分システムの設計施工に関する研究開発を行っており、成果を得るには継続して実施する必要があることを原子力機構に確認したところであります。

次に、原子力行政等に関し、道経連についてであります。道経連は、北海道の地域経済社会の総合的な振興を通じて、我が国経済社会の発展に寄与するとともに、会員相互の理解と協力を深めることを目的に、昭和 49 年に設立された任意団体であります。会長は、同会の規約で、総会において理事の中より選任すると定められており、会の設立目的の実現に向けて、会員により、最適の方が選任されてきたものと認識をいたしております。

次に、道経連の活動についてであります。道経連は、地域経済の振興上、重要な諸問題について審議をし、会員の意見を取りまとめ、政府その他の行政機関に提言する活動を行っ

ているものと承知いたしております。こうした取り組みの一環として、先般も、道に対し、来年度の施策、予算に関して、北海道の持続的発展に向け、食、観光などの産業の振興やスマート農業の推進、人材の確保育成、胆振東部地震からの復旧、復興、エネルギー問題、社会基盤整備など、幅広い分野について御要望をいただいたところであります。

最後に、関西電力の事案についてであります。このことは、国民の信頼を大きく損なうもので、大変遺憾であると受けとめており、関西電力及び国においては、原因究明と再発防止を徹底していただきたいと考えております。

また、福井県職員の金品の受領につきましては、詳細を承知しておりませんが、聞き及ぶ範囲では、やはり大変遺憾であると受けとめており、福井県において、再発防止に向けた取り組みを進めていくべきものと考えております。

以上であります。

○総合政策部長兼交通企画監黒田敏之君（登壇） 地方交通に関し、最初に、四国における取り組みについてでございますが、四国におきましては、ＪＲ四国が事務局となり、各県知事や学識経験者、交通事業者、経済界の代表などで構成いたします懇談会を設置し、四国全域にわたる鉄道ネットワークのあり方に関する議論が行われてきたほか、各県が、鉄道の利用促進に向けた検討を行ってきているところでございます。

また、自治体からの提案を踏まえた運行ダイヤの見直しを初め、観光列車の運行に関するおもてなし面での地域の協力や、路線バスとの連携など、ＪＲ四国と地域とのさまざまな取り組みが連携して行われているところであり、鉄道の利用促進の取り組みとして、参考になるものと考えてございます。

次に、地域交通の確保についてでございますが、人口減少や高齢化により、利用者の減少や運転手不足を背景とした路線の再編が行われるなど、バス業界を取り巻く環境は厳しい状況にございます。こうした中、運転手の確保は喫緊の課題であると考えており、持続的な公共交通ネットワークを確保するためには、おのこの地域の实情や社会情勢の変化を踏まえた取り組みを行う必要があると考えてございます。

道といたしましては、交通政策総合指針に基づき、住民の皆様の暮らしや物流をいかに守っていくかという観点から、地域が直面する課題にしっかりと向き合い、地域の皆様とともに、最適な公共交通のあり方などについて検討協議を進めるなど、地域交通の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、駅舎のバリアフリー化についてでございますが、平成 18 年 12 月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されたことを受け、鉄道事業者は、駅施設や車両などに関し、バリアフリー化に向けた対応が求められているものと承知をしてございます。道といたしましては、高齢者や障がい者の方々の社会参加を促し、活力ある社会をつくり上げていくためにも、公共交通機関のバリアフリー化の推進は大変重要な課題と考えてございます。

最後に、駅舎のバリアフリー化に向けた取り組みなどについてでございますが、ＪＲ北海道では、平成 30 年度末現在、バリアフリー法の基本方針に基づく、１日当たりの平均利用者数が 3000 人以上の 45 駅のうち、35 駅で法の基準に適合している状況ではございますが、その他の駅についても、順次、駅舎の改修工事に向けた調査等を進めているものと承知してございます。道では、バリアフリー化が未整備な駅におきましても、着実に取り組みが進められるよう、道府県等で構成いたします全国鉄道整備促進協議会を通じて、国に対し、鉄道施設のバリアフリー化に向けた支援制度の充実強化について要請を行いますとともに、ＪＲ北海道に対しましても、上野幌駅を初め、利用者が多いものの、いまだバリアフリー化がなされていない駅の整備について、引き続き働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○総務部職員監松浦英則君（登壇）マイナンバーカードの取得についてでございますが、道では、国からの照会に基づきまして、地方職員共済組合員である職員及び被扶養者のマイナンバーカードの取得数について調査をしました。その結果は、２万 6581 名のうち、8.2%の 2185 名が取得している状況でありました。カードの取得につきましては、本人の意思で申請するものであり、取得義務は課せられておらず、取得を強制するものではないとの国の見解が示されておりまして、道といたしましては、この国の見解に基づき、適切に取り扱ってまいる考えであります。

以上であります。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

公的病院の再編統合問題等に関し、道立病院の役割についてであります。人口減少による患者数の減少や、医師を初めとする医療従事者の確保が難しいことなど、病院経営を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、道立病院としても、地域全体で、将来にわたり必要な医療が確保されるよう、地域医療構想調整会議など、今後の医療提供体制について協議する場に積極的に参画してきたところであります。道立病院局としては、今後とも、これらの会議などを通して、地元自治体や近隣の医療機関などと連携を深めながら、道立病院が地域において求められる役割や機能を発揮していけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○公安委員会委員長小林ヒサヨ君（登壇）宮川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、選挙演説中の警護措置に関する説明についてであります。本件につきましては、告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、道警察において事実確認を継続しているものとの報告を受けているところであります。

公安委員会といたしましては、これまで、定例会において報告を受け、道警察に対し、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うことについ

て指導を行っております。いずれにいたしましても、警察の職務執行の中立性に疑念が抱かれたことは残念であり、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行し、引き続き、道民の期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう、道警察を指導してまいります。

次に、結果の報告等についてであります。繰り返しになりますが、本件につきましては、告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、道警察において事実確認を継続しているものとの報告を受けているところであります。公安委員会といたしましては、引き続き、道警察に対し、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うことについて指導を行ってまいります。

以上でございます。

○警察本部長山岸直人君（登壇） 宮川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、選挙演説中の警護措置に関する説明についてであります。道警察におきましては、本件に関する告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。

これまで、道公安委員会から、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うようにとの御指導をいただいていたところであり、事実関係の確認結果を踏まえ、できるだけ早い時期に説明をすることとしております。

次に、結果の報告についてであります。繰り返しになりますが、道警察では、札幌地検における、告発の処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。説明ができる段階となりましたら、道議会等において説明をしてまいります。

以上でございます。

○30 番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、市町村合併等についてであります。

合併した旧町村の人口減少率が 20.8%、全道の町村では 12.2%と、合併したところは、人口が著しく減少しているということが明らかになりました。合併よりも、地方自治をどう発展させるのかという視点が必要であります。

また、圏域構想についてであります。

全国町村会は、断固反対としています。しっかり受けとめることを指摘しておきます。

次に、日米共同訓練と日米地位協定についてであります。

防衛省は、オスプレイの機体は十分な安全性を確保しているとしているものの、米国防総省監察官は、離着陸時に巻き上げた砂じん等をエンジン内に吸い込んで燃焼不良を起こし、墜落するリスクがあるとしています。

2017 年、前知事は、防衛大臣に、オスプレイの飛行自粛を申し入れており、米国自身も事故のリスクがあると言うオスプレイが安全だと知事はお考えですか。飛行自粛を求める

べきではないですか、伺います。

阿部長野県知事は、市長会会長、町村会会長の3者で、オスプレイと思われる航空機の低空飛行や騒音問題を取り上げ、地位協定の見直しを政府に要請しています。今求められていることは、地位協定見直しを我が事と捉える当事者意識ではないですか。知事みずからが先頭に立って、地位協定見直しに向けた行動をとるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、カジノ誘致等についてであります。

今回の誘致申請を断念した根拠について、自民党会派内で一致しないという報道を取り上げて、真意を伺いましたが、否定はされず、議員の意向は重要としましたが、道民の声を直接聞くことの重要性についての答弁はありませんでした。また、社会的損失について伺いましたが、マイナス面の軽減が図られるとの答弁の繰り返しでありました。韓国の国家機関である、国務総理所属下の射幸産業統合監督委員会の報告書では、経済的損失額として、ギャンブルで仕事に集中できず生産性が低下するという2.9兆円、ギャンブルで失業したという2.1兆円のほか、犯罪被害コスト、家庭内暴力関連コスト、児童虐待関連費用、賭博に起因する治療に関する費用などが計算されています。知事は、この報告で明らかにされている社会的損失について具体的に検討しているのですか、伺います。

道は、誘致した場合の来道客数や経済波及効果などメリットについては、具体的な数値を示しているのですから、韓国で実際に起きていることを参考に、デメリットについても示すべきではありませんか、あわせて伺います。

次に、原発・エネルギー政策に関し、まず、幌延深地層研究計画等についてであります。

岐阜県も瑞浪市も、20年の研究期間を明確に確かめているから、研究終了が可能となりました。毎年度の報告を受けた道では、幌延の地層処分システムの設計施工に関する研究開発の成果と終了時期について、いつ、どのように確認してきたのか、明確にお答えください。知事は、原子力機構幹部に会って、技術基盤整備の完了と埋め戻し及び協定遵守を確認すると言いますが、協定遵守だけでは、研究期間の延長が繰り返されるのではないですか。なし崩し的に最終処分場になるのではないかという道民の不安、懸念は払拭されません。知事は、原子力機構幹部に対し、20年での研究終了と埋め戻しの確約を求めることができるのですか、伺います。

次に、原子力産業協会への加盟についてです。

知事は、選挙公約で、再生可能エネルギーの宝庫の北海道の可能性を最大限発揮すると道民に訴えて、当選しました。泊原発再稼働を目指すとは一言も言っていません。知事の、原発に依存しないという気持ちが変わらないのであれば、原子力村を名乗り、原発再稼働を目指す原子力産業協会からは脱会するのが筋ではないですか。あえて協会に残る理由とあわせて伺います。

知事は、原産協に参加する理由について、協会を通じた情報収集は有益だと答弁されまし

た。しかし、原産協の会員数は今どうなっていますか。福島原発事故の後、138 団体も脱会しています。その中には、有名な大学や銀行、新聞社、生命保険会社、建設会社などとともに、トヨタ自動車や新日本製鉄、大阪ガスなどの大企業もたくさんあります。新潟県も脱会しています。このことをどう考えますか。それでも道は脱会しないのですか、伺います。

次に、地方交通についてです。

バス転換では地域交通を守れないことが明らかににもかかわらず、このたび示された考え
方素案の内容は、具体的な課題分析と対策が示されていないなど、内容が不十分です。

道として具体的に示すべきと考えるが、いかがですか。

また、国への提言は、道議会の意見書を踏まえて、具体的な支援を盛り込むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

最後に、公安問題に関し、やじへの対応についてです。

公安委員長は、私の質問に、道警に対し、できるだけ早く説明を行うことを指導していくと初めて答弁されました。しかし、警察本部長は、9月25日に、我が党の質問に、できるだけ早く説明したいと答弁しているのに、あえて同じ内容の言葉を使っているのはどんな意味があるのですか。本当に、もっと早くとか、急ぐべきだとの思いが込められているのでしょうか、お答えください。

警察本部長は、5カ月たっても、いまだに道民に対する説明責任を果たされていません。知事も、速やかに公表いただきたいと、先ほど答弁されました。公安委員長の指導責任が試されているのです。できるだけ早くではなく、期限を切って、速やかに報告するように道警察を強く指導すべきではありませんか。それができるのは公安委員長であります。決意を伺います。本部長は、9月25日の本会議で、できるだけ早い時期に説明すると答弁しました。半年も1年も放置することができないのは当然です。

道警は本当に真剣に事実確認を進めているのか、疑問が出ています。時間がかかれば、道警察の捜査能力が問題だとなってしまいますが、私はそうは思いません。

警察本部長、5カ月もたつのに事実確認の結果を道民に示せないのは、告発状が札幌地検に提出されていることだけが理由ですか。ほかに理由はないのですね。また、関係者への調査はどこまで進んだのか。残された課題があるとすれば、それは何ですか、あわせて警察本部長に答弁を求めます。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○知事鈴木直道君(登壇) 宮川議員の再質問にお答えいたします。

最初に、オスプレイの安全性についてであります。昨年12月に防衛省が公表した、オスプレイの機体は十分な安全性を確保しているとの評価は、現時点においても変更はないと聞いておりますが、私といたしましては、訓練の実施に当たっては、安全管理の徹底がな

されるよう、関係市町村と連携をしながら、国に対し、最大限の配慮を求めてまいります。

次に、日米地位協定についてでございますが、全国知事会の提言は、都道府県知事の総意であり、私も思いを同じくしているところであります。

私といたしましては、基地負担などの課題がある地位協定の見直し等について、今後とも、全国知事会などで国に働きかけてまいります。

次に、ＩＲに関する社会的影響などについてでございますが、ＩＲは、インバウンドを初めとする交流人口の増加や民間投資の拡大など、本道の経済社会に大きな効果が期待される一方で、ギャンブル依存問題や治安の悪化といった社会的影響も懸念をされております。このため、国では、ＩＲ整備法のもと、世界でも最高水準とされるカジノ規制を設けるとともに、近く設置されるカジノ管理委員会による厳格な管理監督を行うこととしており、これらに加え、ＩＲ事業者の海外でのノウハウや実績などを生かした対策の具体化を図り、着実な取り組みを行うことで、ギャンブル依存問題などの社会的影響の軽減が図られるものと考えております。

次に、幌延深地層研究の報告の確認についてでございますが、当初計画には、20年の研究スケジュールが記載されており、道では、毎年度の研究計画や事業成果の報告を受ける際に、このスケジュールにおける当該年度の位置づけについて説明を受けるとともに、研究の実施状況や研究終了までの工程の考え方を確認してきたところであります。

次に、幌延深地層研究計画についてでございますが、私といたしましては、道民の皆様にある、最終処分場になるのではないかなどの声を踏まえ、原子力機構の幹部から、改めて、研究期間の考え方や、研究終了後の埋め戻し、最終処分場にしないことなどを確認した上で、道議会での御議論や地元・幌延町の意向を踏まえ、道としての対応を判断してまいります。

次に、日本原子力産業協会についてでございますが、当協会は、原子力の平和利用の促進に向け、原子力利用に関する調査研究や国への政策提言など、さまざまな活動に取り組んでおり、それらの事業から得られる情報を収集することは、本道の原子力安全対策等の推進に有益であることから、入会を継続しているところであります。

次に、日本原子力産業協会への加入についてでございますが、各団体においては、それぞれの考えのもと、協会への加入を判断されているものと考えておりますが、道といたしましては、協会の活動から得られる情報等の有益性を踏まえ、継続してきたところであり、今後とも、道として、必要性を十分に検討した上で対応していく考えであります。

最後に、地方交通に関し、国への提言などについてでございますが、地域の最適な交通体系のあり方については、それぞれの地域の実情や、バス業界を取り巻く厳しい事業環境なども十分踏まえ、地域の将来を見据えて、検討協議を進めることが重要と考えており、私といたしましては、引き続き、交通政策総合指針に基づき、地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。また、国への提言に向けましては、道議会の議論などを踏まえ、年内をめどに、道としての考え方を取りまとめ、引き続き、道議会や地域の皆様と丁寧な議論を重ねながら、年度内をめどに取りまとめてまいります。

以上でございます。

○公安委員会委員長小林ヒサヨ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

道警察への指導等についてであります。公安委員会といたしましては、道警察に対し、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うことなどについて指導を行っているところであり、今後とも、適切に管理機能を発揮してまいります。

以上でございます。

○警察本部長山岸直人君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

選挙演説中の警護措置に関する説明についてであります。道警察では、札幌地検に告発状が提出され、地検における捜査が行われていることを踏まえつつ、事実確認を継続しているところでもあります。これまで、道公安委員会から、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うようにとの御指導をいただいていたところであり、事実関係の確認結果を踏まえ、できるだけ早い時期に説明をすることとしております。説明ができる段階となりましたら、道議会等において説明をしてまいります。

以上でございます。

○30 番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再々質問いたします。

初めに、カジノ誘致等についてです。

カジノについてですが、韓国での重大な社会的損失について再質問いたしましたが、社会的影響を懸念すると言うだけでした。それではだめです。問題が起きているところこそ、立ち入った調査をし、道民に明らかにすべきであります。知事が、議会答弁で、道民の間にさまざまな議論があるとしながら、誘致に挑戦させていただきたいとの思いに至ったとしたことは、道民の意見が分かれていても、知事が独断で進めるということであり、そこに、道民目線を大切にする姿勢は見受けられないと言わざるを得ません。知事の釈明を求めます。

また、知事は、誘致に挑戦する思いに至ったと言って、I R 反対派の反発を受け、今回の申請は見送るとして、賛成派を落胆させ、来るべきときには挑戦と言って、また反対派の怒りを買う。結局、知事の態度には、賛成派も反対派も誰も納得しない、みずから孤立無援に陥ったということではないですか。知事自身の見解をあわせてお聞かせください。

次に、幌延深地層研究にかかわる終了時期の確認についてです。

私が深地層研究センターを訪れた際、所長は、研究に終わりはないと、延々と幌延で研究を続け、終了時期を先延ばしすることが当然であるかのような発言をしていました。知事は、原子力機構の幹部と会うと言いますが、その際、20 年程度での終了時期と埋め戻しについて、しっかりと確認すべきですが、本当にできるのですか、伺います。

最後に、公安問題に関し、やじへの対応についてです。

いろいろとやりとりしましたが、警察本部長は、結局、最後まで、事実関係について、いつまでに明らかにするかは答弁されませんでした。一刻も早くその疑念を払拭させること、つまり、事実確認の結果を報告することこそが、今の道警の最大の責務ではないかとの質問にも、本部長は認識を示されませんでした。

いずれについても、答弁できない唯一の理由は、札幌地検に告発状が提出されているからというものです。これでは、まるで、告発状を口実に逃げ回っているかのように映るのは当然ではないでしょうか。こんなことでは、道警察の中立性、公平性そのものが、道民ばかりか、多くの国民に疑われてしまうのではないかと、それが心配であります。このままでは、年を越すことになるのではないですか。できるだけ早くではなく、期限を切って、一刻も早く事実確認を行い、その結果を道民に速やかに報告するよう、道警本部長に強く指摘をしておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○知事鈴木直道君（登壇）宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

初めに、ＩＲの誘致についてであります。今後、国内に設置をされるＩＲについては、さまざまな議論があると承知をしておりますが、国の、厳格なカジノ規制と管理監督体制のもと、事業者が責任ある対策を講じていくことで、社会的影響の軽減が図られるものと考えております。私といたしましては、本道の持続的な発展に貢献するＩＲに大きな期待を寄せており、今回は、区域認定までの限られた期間で、環境への適切な配慮を行うことは不可能と判断し、区域認定申請は見送ることといたしましたが、来るべきときには挑戦できるよう、所要の準備をしっかりと進めてまいります。

次に、幌延深地層研究計画についてであります。私といたしましては、原子力機構の幹部から、改めて、研究期間の考え方や、終了後の埋め戻し、最終処分場にしないことなどを確認してまいります。

以上でございます。